

2020年度秋期

# スーパーバイザー士筆記試験

2021年1月13日(水)実施

11:20~12:20

## 2. 法律・労務管理

(該当講義 講義⑪、⑫、⑬)

### 答案作成上の注意

- ◇ 解答用紙の所定の欄に氏名を記入してください。
- ◇ 係りの合図があるまではこの表紙をあけないでください。
- ◇ 解答は解答用紙に記入してください。
- ◇ 試験時間は60分です。
- ◇ 試験開始後30分で退出できます。
- ◇ 退出される際には、出入口にいる事務局員に解答用紙を提出してください。
- ◇ 再入場はできません。



一般社団法人

日本フランチャイズチェーン協会

【問題1】配点20点（各1点）

次の文章のうち、正しいものには○を間違っているものには×を記入してください。

1. 原則的として、時間的に前の法律の方が、後に制定された法律よりも効力が強いものとされ、これを「前法は後法に優先する」という。
2. 法令用語（例えば、「及び」や「並び」）や法律用語（例えば、「善意」という用語で、法的には単に「知らないこと」であるが、日常用語的には、「他人のためを思う親切心」である）の特殊な意義を考慮するとしても、用語の通常の意味に従い、文章を文法に従って解釈することを類推解釈という。
3. 法律の条文解釈の方法として、起草・立法の資料などによって、立法当時の目的・意味を明らかにして、それを中心に条文を解釈する立場を立法者意思解釈という。
4. 契約自由の原則とは、人はどのような契約でもすることができるという原則である。
5. 契約は当事者間の合意（意思の合致）により成立する。
6. 契約書の約定事項は、一般的に、条、号、項の順番で記載される。
7. 会社法上の会社は、合名会社・合資会社・合同会社（これら3つを併せて「持分会社」という）・株式会社・有限会社の5種類である。
8. 取締役の職務執行を監査する会社の機関は、会計監査人である。
9. 会社における業務執行に関しては相当の裁量・権限を有するものの、法的には会社の機関・取締役ではなく、重要な使用人（従業員）のことを執行役という。
10. 会社関係者以外の者が商業登記の登記事項証明書（登記簿謄本）を請求する場合には、正当な理由がなければ取得することができない。
11. 企業が自己の取り扱っている商品やサービス（役務）を他の者の商品やサービスから区別するために、その商品やサービスについて使用する標識を商標という。
12. 秘密管理性、有用性及び非公知性の3つの要件が満たされる場合に、ノウハウにつき営業秘密として保護することを定めている法律は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）である。
13. フランチャイズにつき、法定開示書面の交付及び説明を義務付けている法律は、中小小売商業振興法である。
14. 過大な景品や豪華な景品などを規制する景品表示法は不正競争防止法の特別法である。
15. フランチャイズ契約の性質として、フランチャイジーが商標及びノウハウの使用許諾（ライセンス）を受けるという意味で、売買的要素が認められる。
16. フランチャイズ本部は、加盟希望者に対して、候補店舗の立地調査に基づく売上・収益予測に関する情報を必ず提供しなければならない。
17. フランチャイズ本部が、加盟者の募集に当たり、重要な事項について、十分な開示を行わず、又は虚偽若しくは誇大な開示を行い、これらにより、実際のフランチャイズ・システムの内容よりも著しく優良又は有利であると誤認させ、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引する場合には、不公正な取引方法の一般指定の第8項（ぎまんの顧客誘引）に該当する。

18. 連帯保証契約とは、保証人（連帯保証人）が主たる債務者と連帯して保証債務を負う保証をいい、また、単純保証契約のような補充性は認められないため、債権者は、主たる債務者への請求より前に、保証人（連帯保証人）に請求をすることができる。
19. 加盟店の店舗について、店舗の所有者（賃貸人）とフランチャイズ本部（賃借人）との間で賃貸借契約を締結した後、フランチャイズ本部（転貸人）と加盟者（転借人）との間で転貸借契約を締結するとき、店舗の所有者である賃貸人の承諾は不要である。
20. 2 定期建物賃貸借契約とは、契約の更新ができないことを内容とする賃貸借契約のことをいう。

【問題 2】配点 10 点（各 2 点）

各文章を完成させるため、( ) 内にあてはまる言葉を下記の語群から選択し、該当するア～ナの記号を解答欄に記入してください。

1. フランチャイズ契約締結の場面において、法律・経営上の事項について双方の ( ① ) ・知識力に格差があり、一方に偏在している ( ① ) ・知識が他方当事者の契約締結の意思決定についての判断を左右するようなことになる場合は、フランチャイズ本部は、( ① ) ・知識を有さない者である加盟希望者に対する客観的・的確・正確・適正な ( ① ) を開示・提供すべき ( ① ) 開示提供義務が課されることが裁判上一般に認められている。
2. 商標の機能として、( ② )、( ③ ) 及び広告機能がある。商標を見れば、その商品やサービスの製造業者や販売業者がわかる機能を ( ② )、商標品を購入した者が、自分が買った商品やサービスが他の商標品と同じ品質のものだと期待できる機能を ( ③ )、商品やサービスについて繰り返し使用されるので、有効な広告となる機能を広告機能という。
3. 納入業者（洋菓子店などの小売業者）が、販売業者（デパートなど）の名称及び営業統制の下、販売業者の店舗の一部に商品を搬入し、また管理して、消費者に対する商品販売を行うという形態を ( ④ ) という。この ( ④ ) の販売形態では、商品の所有権は、納入業者が販売業者の店舗に商品を搬入した時点では販売業者に移転しない。納入業者の従業員が販売業者の店舗において消費者に対して商品を販売した時点で、その商品の所有権は、納入業者から販売業者を経て消費者に移転する（販売業者が納入業者から仕入れたこととされ、販売業者から消費者に販売されたことになる）。売れ残った商品の所有権は、納入業者が有したままである。
- 4 売買代金を分割して毎年又は毎月定期的に支払うことを内容とする売買契約のことを ( ⑤ ) 契約という。

ア 品質同一機能	イ 出所表示機能	ウ 商品判別機能
エ 商品区別機能	オ 出所判別機能	カ 品質保証機能
キ 販売委託（委託販売）	ク 信用購入あっせん	ケ 賃貸借
コ リース（ファイナンス リース）	サ 消化仕入（売上仕入）	シ 営業委託
ス 使用貸借	セ 準消費貸借	ソ 分割支払
タ 資金力	チ 営業力	ツ 立替払
テ 割賦販売	ト 情報	ナ ノウハウ

## フランチャイズ契約の基礎知識と法律問題

### 【問題3】配点15点（各3点）

次の文章の（ ）の中に、下の①～⑩のいずれかを当てはめて、文章を完成させて下さい。

フランチャイズ契約は、フランチャイザーとフランチャイジーの（ A ）で成立する契約であることから、（ B ）として、フランチャイズ契約書の締結が（ C ）であり、また、両当事者の債務が互いに（ D ）な関係にあることから、（ E ）であるとされている。

①契約成立には必要	②要式契約	③意思の合致	④契約成立には不要
⑤対価的	⑥署名・捺印	⑦相似的	⑧諾成契約
⑨双務契約	⑩相似契約		

### 【問題4】配点15点（各3点）

貴方は、スーパーバイザーの管理職であり、四半期に一度行う部下の担当する加盟店の店舗を訪問したところ、加盟店から「うちは売上が赤字続きなので、ロイヤリティを免除か減額してもらいたい。」と言われた。契約書には、「①ロイヤリティは本部の商標を使用する対価及び契約に基づく指導・援助の対価として、売上高の3パーセントを支払う。②スーパーバイザーが毎月1度巡回指導する」と書いてある。以上を前提に、次の文章のうち、貴方の対応として、法的に正しいものには○を、間違っているものに×を解答用紙につけて下さい。

- (1) 売上高の3%がロイヤリティなので、加盟店が赤字であるかどうかとは関係なく、原則として、ロイヤリティを免除又は減額する必要はないので、その旨加盟店に説明する。
- (2) 上記(1)のように説明したが、加盟店は納得しなかった。加盟店は、赤字の原因は本部の指導・援助のレベルが低いからであるという不満を抱えており、さらにスーパーバイザーの月に一度の定期的訪問がなされていなかったことも判明した。ロイヤリティは、契約に基づく本部の指導・援助の対価であり、それが契約書の通りになされてなければ、ロイヤリティを免除するように手続を進める。但し、免除は定期的訪問がなかった月数にする。
- (3) 上記(2)のような場合、問題はスーパーバイザーの訪問の回数にあるのではなく、本部の指導・援助のレベルが一定の水準に達しているか否かなのであるから、直ちに免除又は減額するようなものではないと考え、その旨加盟店に説明する。
- (4) 上記(2)のような場合、本部の指導・援助のレベルの程度というのは判断が難しいので、本当に争いになった場合には裁判により決着つけなければならないが、スーパーバイザーの月に一度の定期的訪問がなかった以上、加盟店の要望に応じなければならない面もある。しかし、加盟店は本部の商標を使用しており、それもロイヤリティの対価であるとするれば、その支払を免除するまでの必要はなく、一定程度の減額に応じることにしたが、減額の幅は契約書に書かれてないので話し合いによって決めざるを得ないものと考えた。但し、減額は定期的訪問がなされなかった月数にする。
- (5) フランチャイズビジネスは、いわば本部と加盟店との共同事業のようなもので、共存共栄が原則であるから、利益の出てない加盟店からロイヤリティを取り、本部だけ利益を得るのは正義に反するので、ロイヤリティを免除又は減額するように手続を進める。

## 労務管理

### 【問題 5】 配点 10 点（各 2 点）

同一労働同一賃金に関する以下の記述で正しいものは○、誤っているものは×を記入してください。

- (1)労働契約法 20 条およびパート有期労働法 8 条は同一労働同一賃金に関し、正社員と非正規社員の間で合理的な労働条件の設定を求めている。
- (2)同一労働同一賃金については、大企業で 2020 年 4 月から、中小企業で 2021 年 4 月から法改正が行われる。
- (3)2020 年 10 月 13 日に最高裁で判決が言い渡されたメトロコマース事件では、正規社員と非正規社員の間での退職金の差異については不合理であるとの判断がなされた。
- (4)2020 年 10 月 13 日に最高裁で判決が言い渡された大阪医科薬科大学事件では、正規職員とアルバイトの間の賞与の差異については不合理ではないとの判断がなされた。
- (5)同一労働同一賃金の問題において、一つ一つの処遇毎に不合理かどうかを判断するのではなく、全体としてバランスが取れているかがポイントとなる。

### 【問題 6】 配点 10 点（各 2 点）

有期労働契約に関し、空欄に入れるのもっとも適切なものをア～オから選び、それぞれ記号を記入してください。なお、同じ選択肢が複数回該当する場合があります。

- (1)有期労働契約の契約期間は原則として（ A ）年以内に制限されている
- (2)有期労働契約の雇止めを行うにあたり、以下の場合は 30 日前に予告を行う必要がある。
  - 1.当該契約を（ B ）回以上更新している場合
  - 2.雇入れの日から起算して（ C ）年を超えて継続勤務している場合
- (3)有期労働契約が反復更新され、通算（ D ）年を超えたときは、従業員の申し込みにより無期労働契約に転換される。無期転換申込権の発生を避けるためには、契約の間に原則（ E ）か月以上の空白期間を空けるクーリングを設定するしかない。

ア	1	イ	2	ウ	3	エ	5	オ	6
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

### 【問題 7】 配点 10 点（各 2 点）

労働時間制度に関する以下の記述で正しいものは○、誤っているものは×を記入してください。

- (1) 完全週休 2 日制でない企業が、週 40 時間をクリアするためには変形労働時間制を採用すればよい。
- (2) 36 協定は、前年度と同内容であれば自動更新となるため、労働基準監督署に届け出る必要はない。
- (3) 管理監督者は適用除外者であるので、時間外・休日・深夜の割増賃金の支給は必要ない。
- (4) 労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことを言う。
- (5) 年次有給休暇の付与日数が 10 日以上の場合、年次有給休暇のうち 5 日については、付与日から 1 年以内の期間に、必ず使用者が時季指定を行うことで確実に取得させなければならない。

**【問題 8】** 配点 10 点（各 2 点）

解雇に関する以下の記述で正しいものは○、誤っているものは×を記入してください。

- (1) 解雇を行う際には、必ず 30 日以上前に予告する必要がある。
- (2) 解雇を行う際には、客観的合理性と社会相当性という 2 つの実質的要件を満たす必要がある。
- (3) 人員整理のための解雇（整理解雇）を行う際には、①必要性、②解雇回避努力、③人選の合理性、④上乗せ給付の 4 要素の検討が求められる。
- (4) 試用期間はその人材の適性を見極める期間であるため、その期間は労働契約において自由に決めることができる。
- (5) 私傷病により長期欠勤する場合には解雇事由に該当するが、通常は休職制度が適当され、その期間については解雇が猶予される。